

建設工事発注機関各位

厚生労働省
北海道労働局労働基準部長
(公印省略)

令和5年度「建設工事着工期労働災害防止運動」及び「死亡災害撲滅に向けた監督指導及び個別指導重点月間」の実施結果等について

労働基準行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、北海道内の建設業における労働災害発生状況は、令和5年7月末現在の速報値で死亡災害3件、死傷災害416件となり、昨年同時期と比べると死亡災害は半減していますが、死傷災害は微増しており、引き続き労働災害防止対策を推進することが求められています。

例年、建設業における労働災害防止対策の徹底を図るため、建設工事現場が動き出す4月から6月の着工期に、安全衛生教育の充実、安全衛生管理体制の再確認及び安全意識の定着を最重点とした「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開しておりますほか、今年度は第13次労働災害防止計画期間中に死亡災害が最も多く発生していた7月を「死亡災害撲滅に向けた監督指導及び個別指導重点月間」と定め、「建設工事着工期労働災害防止運動」の重点実施事項の定着を図り、死亡災害に直結しやすい作業に係る安全確保対策の徹底を図ることを目的として重点的に監督指導及び個別指導を行ったところですが、墜落・転落の防止対策にかかる指導事項、建設機械にかかる指導事項が多数を占めており、また、元方事業者の講ずべき措置についても指導事案が認められているところです。

つきましては、今般、別添のとおり各取組の実施結果、令和5年7月末時点の災害発生状況及び災害防止対策に関連する資料をとりまとめましたので、貴機関が発注される工事の受注者、傘下の関係団体等に周知いただき、建設業の労働災害防止対策につきまして、引き続き御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

- 令和5年度建設工事着工期労働災害防止運動実施結果
- 令和5年度死亡災害撲滅に向けた監督指導及び個別指導重点月間実施結果
- 労働災害発生状況（令和5年7月末速報値）
- 災害防止対策関連参考資料

担当：北海道労働局労働基準部安全課
主任安全専門官 衿（のと）
電話 011-788-5460

令和5年度建設工事着工期労働災害防止運動実施結果

北海道労働局労働基準部安全課

1 令和5年度の「建設工事着工期労働災害防止運動」の特徴について

本年度における「建設工事着工期労働災害防止運動」期間中の建設工事発注機関との協議会、建設関係事業者等に対する労働災害防止対策にかかる説明会の開催については、新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなってきたこと、感染防止対策の一定の手法が確立されたこともあって、全署（支署）でWeb又は参集による協議会・説明会が開催されました。

また、建設工事発注機関、建設関係団体等が主催する安全大会等もほぼ通常どおり開催され、これらへの出席は昨年度と比べて2倍以上の回数、延べ参加者は3倍以上となるなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準に戻ったといえる状況です。

2 「建設工事着工期労働災害防止運動」の周知及び要請状況について

- (1) 各労働基準監督署（支署）より、全道で624の建設工事発注機関・建設関係団体等へ文書での周知及び取組の要請を実施しました。また、一部の署では地域FMに出演し周知及び取組の要請をしています。
- (2) 各労働基準監督署（支署）では、管内の建設工事発注機関との協議会をWeb又は参集により開催し周知及び取組の要請を行いました（全道で382機関が出席。）。)
- (3) 各労働基準監督署（支署）では、管内の地場店社の現場管理者及び職長等に対する労働災害防止説明会をWeb又は参集により開催し、周知及び取組の要請を行いました（全道で903事業場が出席。）。)
- (4) 各労働基準監督署（支署）では、管内の本社を有する建設業の経営トップを対象とした労働災害防止説明会をWeb又は参集により開催し、周知及び取組の要請を行いました（全道で651事業場が出席。）。)
- (5) 各労働基準監督署（支署）では、管内の地区建設業協会等の建設関係団体が主催した労働災害防止説明会及び安全大会に出席し、周知及び取組の要請を行いました（全道で227回、参加人数21,600人（概数）が参加。）。また、一部の署では建設関係者を対象とした改正労基法周知のための説明会においても、安全衛生担当者より期間中の運動の取組について説明を行っています。

3 「建設工事着工期労働災害防止運動」期間中の建設工事現場への指導内容について

(1) 建設工事現場に対する監督指導の内容について

全道の監督指導件数は513件、そのうち、労働安全衛生法違反件数は343件、違反率は66.9%でした。

○ 主な労働安全衛生法違反の内容

- | | |
|------------------------------|------|
| ・ 労働安全衛生規則第563条(足場の作業床) | 115件 |
| ・ 労働安全衛生法第29条(元方事業者の講ずべき措置等) | 86件 |

- ・ 労働安全衛生規則第655条（足場についての措置） 78件
- ・ 労働安全衛生規則第519条（高さ2m以上の墜落防止） 37件
- ・ 労働安全衛生規則第544条（作業場の床面） 27件
- ・ 労働安全衛生規則第540条（通路） 25件
- ・ 労働安全衛生規則第653条（物品揚卸口等に係る注文者の措置） 24件
- ・ 労働安全衛生規則第562条（足場の最大積載荷重） 23件
- ・ 労働安全衛生規則第18条（作業主任者の氏名の周知） 22件
- ・ 労働安全衛生規則第567条（足場の点検） 13件

(2) 建設工事現場に対する安全衛生指導の内容について

全道の安全衛生指導件数は89件、そのうち、安全衛生指導件数は68件、指導率は76.4%でした。

○ 主な安全衛生指導の内容

- ・ はしご、足場、開口部等の墜落・転落災害防止に関する指導 39件
- ・ 建設機械の作業計画、接触防止、運転資格等に関する指導 14件
- ・ 下請、作業主任者、災害防止協議会等の安全衛生管理体制の指導 14件

(3) 建設工事発注機関、建設関係団体等が主催する安全パトロールについて

各労働基準監督署（支署）では、建設工事発注機関、建設関係団体等が主催する安全パトロールに参加し（全道で24回（67工事現場））、安全衛生指導を行いました。

4 「建設工事着工期労働災害防止運動」期間中の建設工事現場の指導時の好事例について

- ・ 現場に電子掲示板を配置し、現在の進捗率や当日の作業内容、注意事項等が常に共有できるようになっていた。
- ・ 交通誘導員が通行車両と接触しないよう距離を置いて誘導させているほか、外国人観光客が運転する車両に対し、外国語によるロゴを利用し、運転に関し注意喚起を図っていた。
- ・ 地山の掘削工事現場において、工事前及び工事後の法面をドローンにより撮影し、撮影した画像をコンピュータで比較することにより、掘削土量を算出する方法が採用されていた。
- ・ 団体において、会員企業より安全衛生標語（スローガン）を募集し、採用されたものについて、シール及びA4サイズの掲示物を作成し、会員企業の各工事現場へ配布・展開しており安全意識の啓発に取り組んでいる。
- ・ 熱中症指数計（WBGT測定器）を設置している現場が多く見られる。
- ・ 元方として熱中症が発症した場合、躊躇せず医療機関へ搬送することを意識している。
- ・ 熱中症予防の観点で送風機付きジャケットを下請の作業員にまで配給していた。

5 「建設工事着工期労働災害防止運動」期間中の建設工事現場の指導における問題点について

- ・ 小規模な解体工事や改修工事を行う業者は個人事業主が多く、石綿則の改正内容がほとんど知られていない。
- ・ 小規模な建築工事現場（住宅等）において設置・使用されている足場について、本足場のうち複数の箇所の建地が1本となっている足場が認められる。
- ・ 足場の組立が専門業者に任せきりになっており、元請は足場の不備があっても指摘を受けない限り自主的に下請に改善の指示を出さない状況となっている現場が確認された。

令和5年建設業死亡災害撲滅に向けた 監督指導及び個別指導重点月間実施結果

北海道労働局労働基準部安全課

1 「建設工事着工期労働災害防止運動」期間中の建設工事現場への指導内容について

(1) 建設工事現場に対する監督指導の内容について

令和5年7月の全道の監督指導件数は387件、そのうち労働安全衛生法違反件数は231件、違反率は59.7%でした。

○ 監督指導を行った工事種別内訳

土木工事業	96件
建築工事業	234件
その他の建設業	54件
その他の業種	3件

○ 主な労働安全衛生法違反の内容

・ 労働安全衛生法第29条(元方事業者の講ずべき措置等)	67件
・ 労働安全衛生規則第563条(足場の作業床)	33件
・ 労働安全衛生規則第655条(足場についての措置)	21件
・ 労働安全衛生規則第519条(高さ2m以上の墜落防止)	19件
・ 労働安全衛生規則第155条(車両系建設機械の作業計画)	14件
・ 労働安全衛生規則第18条(作業主任者の氏名の周知)	13件
・ 労働安全衛生規則第653条(物品揚卸口等に係る注文者の措置)	9件
・ 労働安全衛生規則第540条(通路)	8件

(2) 建設工事現場に対する安全衛生指導の内容について

令和5年7月の全道の安全衛生指導件数は59件、そのうち、安全衛生指導件数は40件、指導率は67.8%でした。

○ 安全衛生指導を行った工事種別内訳

土木工事業	23件
建築工事業	34件
その他の建設業	2件

○ 主な安全衛生指導の内容

・ はしご、足場、開口部等の墜落・転落災害防止に関する指導	32件
・ 建設機械の作業計画、接触防止、運転資格等に関する指導	10件
・ 下請、作業主任者、災害防止協議会等の安全衛生管理体制の指導	18件

2 建設業における災害発生状況について（令和5年7月末速報値）

令和5年7月末時点の建設業における死傷者数は速報値で死亡者数3人、死傷者数416人となっています。昨年同時期（令和4年7月末）での速報値は死亡者数7人、死傷者数404人でしたので、昨年と比べると死傷災害は増加していますが、死亡災害は半数以下に減少しています。

死亡者数は3人と昨年と比べて減少しているものの、墜落転落によるものが2件と依然として最も多い事故の型となっています。

○建設業における災害発生状況

令和5年1月1日～令和5年7月31日

北海道労働局

業種別	令和5年			令和4年			対前年		業種割合 (%)	令和4年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
建設業	3	413	416	7	397	404	12	3.0	9.4	23	995	1,018
土木工事業	1	138	139	2	139	141	-2	-1.4	3.2	13	390	403
建築工事業	2	182	184	3	165	168	16	9.5	4.2	5	398	403
木造建築業		44	44		48	48	-4	-8.3	1.0		113	113
その他		49	49	2	45	47	2	4.3	1.1	5	94	99
全産業合計	28	4,384	4,412	20	4,601	4,621	-209	-4.5	100.0	53	16,419	16,472

※ 本統計は、労働者死傷病報告書(休業4日以上)により集計したものである。

※ 本年については、集計期間中に把握した速報値である。

※ 昨年については、確定値を集計期間中に再集計したものである。

○建設業における死亡災害の詳細

発 生 年	発 生 月	時 刻	業 種	規 模	事 故 の 型	起 因 物	災害の状況
5	6	8時台	土木工事業	10人未満	墜落・転落	一般動力機械 169	被災者は、堤防の草刈作業に従事し、堤防の法面で乗用草刈機を運転していたところ、草刈機が用水路に落下し、同機械の下敷きとなった状態で発見されたもの。
5	6	16時台	建築工事業	10人未満	墜落・転落	仮設物・建築物等 415	屋根板金のふき替え作業中、勾配のある屋根上で軒側に背を向けて後ずさりしていたところ、約8m下の地面に墜落したものの。
5	7	19時台	建築工事業	10人以上29人	交通事故(道路)	動力運搬機 221	社用車のトラックを運転して出張先から自社に戻る際、片側1車線の直線道路上でセンターラインをはみ出して路外に逸脱したものの。

建設業における災害発生状況について(令和5年7月末速報値)

北海道労働局労働基準部安全課

令和5年7月末時点の建設業における死傷者数は速報値で死亡者数3人、死傷者数416人となっています。昨年同時期(令和4年7月末)での速報値は死亡者数7人、死傷者数404人でしたので、昨年と比べると死傷災害は増加していますが、死亡災害は半数以下に減少しています。

(1) 死亡災害発生状況

死亡者数は月別では6月2人、7月1人となっており、工種別では土木工事業1人、建築工事業2人となっています。

土木工事業における死亡災害は墜落転落によるものでした。建築工事業における死亡災害は墜落転落1人、交通事故(道路)1人となっています。

墜落転落災害における、起因物内訳は一般動力機械1人、仮設物、建築物、構築物等1人となっています。

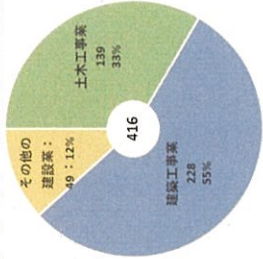
発生年月	時刻	業種	規模	事故の型	起因物	災害の状況
5/6	8時台	土木工事業	10人未満	墜落、転落	一般動力機械	被災者は、堤防の草刈作業に従事し、堤防の法面で兼用草刈機を運転していたところ、草刈機が用水路に落下し、同機械の下敷きとなった状態で発見されたもの。
5/6	16時台	建築工事業	10人未満	墜落、転落	仮設物、構築物、建築物等	屋根板金のふき替え作業中、勾配のある屋根上で軒側に背を向けて後ずさりしていたところ、約8m下の地面に墜落したものの。
5/7	19時台	建築工事業	10人以上	交通事故(道路)	動力機械	社用車のトラックを運転して出張先から自社に戻る際、片側1車線の直線道路上でセンターラインをはみ出して路外に墜脱したものの。

(2) 死傷災害発生状況

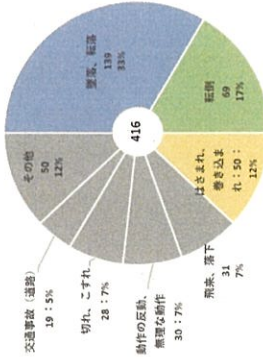
死傷者数の工種別内訳は土木工事業139人(33%)、建築工事業228人(55%)、その他の建設業49人(12%)となっており、建築工事業が半数以上を占めています。

事故の型別では墜落転落139人(33%)、転倒69人(17%)、はさまれ、巻き込まれ50人(12%)となっており、墜落転落災害が最も多く発生しています。交通事故(道路)は19人(5%)と全体に占める割合は少ないものの、死亡1人を含むほか、昨年同時期の確定値(13人)と比べると増加しており、交通安全対策についても対策を講じる必要があります。

令和5年7月末工種別災害発生状況



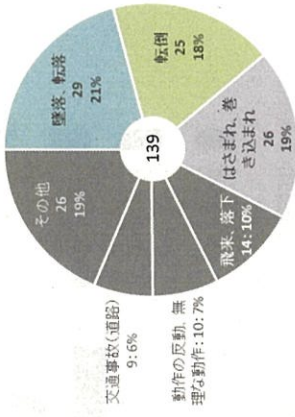
事故の型別災害発生状況



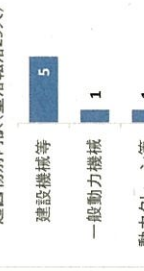
ア 土木工事業

土木工事業における死傷者数139人の事故の型別内訳は墜落転落29人(21%)、転倒25人(18%)、はさまれ、巻き込まれ26人(19%)となっています。墜落転落災害防止対策に加え、建設機械やトラックとの接触防止対策も進める必要があります。

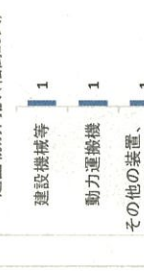
土木工事業(事故の型別)



起因物別内訳(墜落転落29人)



起因物別内訳(転倒25人)

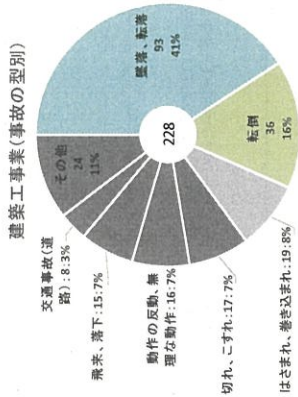


起因物別内訳(はさまれ、巻き込まれ26人)

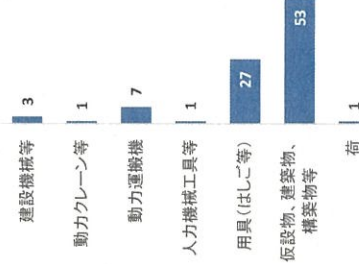


イ 建築工事業

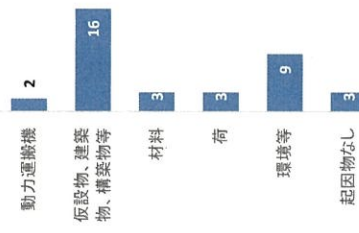
建築工事業における死傷者数 228 人の事故の型別内訳は墜落転落 93 人 (41%)、転倒 36 人 (16%)、はさまれ、巻き込まれ 19 人 (8%) となっており、墜落転落災害が依然として多数発生しています。また、墜落転落災害の起因物別内訳では仮設物、建築物、構築物等によるもの、はしご等の用具によるもので全体の 86% を占めています。墜落転落災害 93 人には死亡 2 人も含まれており、引き続き墜落転落災害防止対策を重点的に進める必要があります。



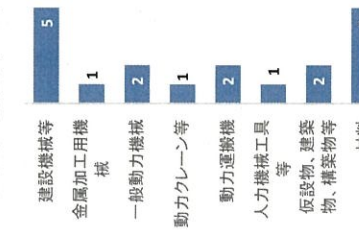
起因物別内訳(墜落転落93人)



起因物別内訳(転倒36人)

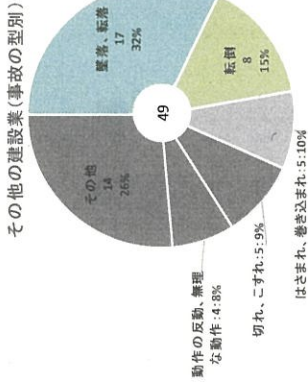


起因物別内訳(はさまれ、巻き込まれ19人)

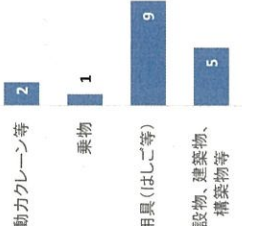


ウ その他の建設業

その他の建設業における死傷者数 49 人の事故の型別内訳は墜落転落 17 人 (32%)、転倒 8 人 (15%)、はさまれ、巻き込まれ 5 人 (10%) となっており、墜落転落災害が最も多く発生しています。墜落転落災害の起因物別内訳でははしご等の用具によるものが最も多く発生しています。



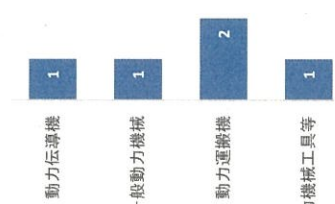
起因物別内訳(墜落転落17人)



起因物別内訳(転倒8人)



起因物別内訳(はさまれ、巻き込まれ5人)



※仮設物、建築物、構築物等の内訳

場	人数	割合
足場	17	(32.1%)
支保工	1	
階段、栈橋	6	
開口部	6	
屋根、はり等	20	(37.7%)
作業床、歩み板	1	
建築物、構造物	2	